



## 職場のハラスメント対策等説明会

- ・令和2年6月から、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講ずることが事業主の義務（※）となるとともに、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されます。（※中小企業は令和4年3月まで努力義務）
- ・女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定・届出義務等が、常時雇用する労働者数301人以上から101人以上の事業主へ拡大されます。
- ・子の看護休暇や介護休暇の取扱いが、半日単位から時間単位へ変更されます。

日時

令和2年3月10日（火）14:00～16:00

場所

全労済ソレイユ 7Fカトレア  
（大分市中央町4丁目2番5号）

対象

事業主、人事労務担当者

定員

250名（定員に達し次第〆切）

先着順  
無料

申込方法や問い合わせ先など裏面に続きます



厚生労働省大分労働局

# 職場のハラスメント対策等説明会

## 参加申込書

FAX : 097-573-8666

大分労働局雇用環境・均等室あて

企業・団体名	
電話番号	
FAX番号	
参加希望者名1	
参加希望者名2	
担当者名	

### 1. 申込方法

- ① 参加を希望される方は、大分労働局雇用環境・均等室（097-573-8666）へ本「**参加申込書**」を**FAX**してください
  - ② 定員に達して**×切となった場合**のみ、その旨、担当者様へ連絡します
  - ③ 参加される方は、説明会当日に本「**参加申込書**」を持参して、会場受付へ提出してください
- ※ 原則として、一社2名までの参加となります。
- ※ お預かりした個人情報 は 厳重に保管し、当説明会以外では使用しません

### 2. プログラム

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 13:30 | 受付開始                     |
| 14:00 | 開会・主催者あいさつ               |
| 14:05 | 職場のハラスメント対策について          |
| 15:10 | 女性活躍推進法及び育児・介護休業法の改正について |
| 15:40 | 情報提供                     |
| 15:50 | 質疑応答                     |
| 16:00 | 閉会                       |